

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB法人に雇用され、同法人が運営するC事業場（以下「事業場」という。）においてデイケア相談員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「気分障害」と診断された。請求人によると、達成困難なノルマが課されたほか、長時間労働、上司からのパワーハラスメント等により精神障害を発症したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人からの症状発現に係る聴き取りを根拠として、平成○年○月頃、気分障害（F 3 2 . 1）を発病したと述べている。これに対して、F医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、請求人の一連の記録によると、平成○年○月○日から明らかに仕事のミスが目立ち、請求人自身もおかしいと自覚したとしていることから、同時期に発病したものであり、傷病名は、ICD-10診断ガイドラインの「F 3 2 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）であるとしている。当審査会としては、請求人の具体的な症状を根拠としていることからみて、F医師の意見が妥当であり、請求人は、平成○年○月初旬に本件疾病を発病したものであると判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人が事業場で仕事を始めたのは平成○年○月○日であり、本件疾病を発病したのは平成○年○月初旬であるところ、当該おおむね○か月間（以下、本件での「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①達成困難なノルマが課されたこと、②長時間労働を行ったこと、③上司とのトラブルがあったこと、④業務に関し、違法行為を強要されたこと、⑤会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをしたこと、⑥上司が不在になることによ

り、その代行を任されたこと、⑦仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があったこと、⑧仕事のペース・活動の変化があったこと、⑨退職を強要されたこと等を主張するので、以下、順に検討する。

ア 達成困難なノルマが課されたとの主張について

請求人は、利用者送迎、利用者等体験相談業務、ケアマネージャー等との連絡調整等の業務に加え、期日の厳守を求められる介護保険報酬請求のための利用者の提供表作成事務を担当することになったとして、この点が認定基準別表1の「達成困難なノルマが課された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当すると主張する。

上記提供表の作成事務は、確かに請求人にとっては不慣れな作業であったと推認し得るも、同作業はパソコンへのシステム入力であり、特に大きな負荷がかかる作業であったとは判断し得ない。請求人は、平成〇年〇月分については月末に完成させることができなかったとしているが、その後は請求事務が遅れることはなく、また、同作業のために長時間労働に従事することとなった事実も認められない。期限に遅れたことを理由とする処分等もなかったことを勘案すると、当該出来事による心理的負荷の強度は「弱」であると判断することが相当である。

イ 長時間労働を行ったとの主張について

請求人は、平成〇年〇月〇日以降、施設の新規利用者や体験利用者への対応をするため、休憩時間が〇分しか取れず、また、上司から残業管理簿に記入した時間を残業として認められないと指摘された後には、午後〇時までには残業の申請をせずに残業しており、さらに、持ち帰り残業等も行っていたとして、長時間労働に従事することを余儀なくされていた旨を主張する。

この点、事業場上司Gは、残業は〇時間ぐらいで終わらせるよう強く指示する一方、〇時間を超える場合、残業管理簿に記載しないことも黙認していたと述べ、さらに、休憩時間についても現実には1時間取れてはいなかったと思う旨述べていることから、請求人の主張には一定の理由があるものと判断する。当審査会としては、同主張を踏まえ、改めて請求人が事業場において使用していたIDカードによる出退勤時刻をもとに、平成〇年〇月〇日以降に請求人が新規利用者及び体験利用者の対応を行った日の休憩時間を〇分であったとして請求人の労働時間数を計算してみたところ、1か月あたりの

時間外労働時間数は、発病前2か月目が最も多く68時間49分となることを確認した。これについては、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に照らして評価するも、時間外労働時間数は80時間未満であることから、その心理的負荷の強度は「弱」と評価されることとなる。

ウ 上司とのトラブルがあったとの主張について

請求人は、上司とのトラブルに該当する出来事として、(a) Gに残業の申請が認められずサービス残業が黙認されていたこと、(b) 施設体験利用の日程決定方法について、大声で叱責を受けたこと、(c) Gへの伝言の方法について、立て続けに怒鳴られたこと、(d) 事業場内のボードの利用者ネームを外し忘れたことについて注意を受けたこと、(e) デイケア担当者の人事異動の際、Gから「今まではデイケア担当者があなたのフォローをしてきていたけど、これからは、どうなるかわからないから、しっかりしてください。」と注意を受けたこと、(f) 日報の書類をGに提出した際、書類の順番が違っていたことについて、嫌味っぽくとげとげしい言い方で注意され、書類を投げ返されたこと、(g) トイレのために離席して戻った時に、「黙って席を外されたら困る。」ときつく注意されたこと、(h) ○月の勤務表の裏に「(略) たくさんの仕事で大変ですが、まだまだですよ！」と書かれたGからのコメントを手渡されたこと、等を主張する。

そこで、上記各トラブルについてみると、請求人がGから度々業務上の注意やアドバイスを受けていたことは事実であると認められるが、Gの言動が、業務上の指導といえる範囲を逸脱するものであったとは認め難く、仮に大きな声で注意されることがあったとしても、請求人の人格を否定するがごとき表現があったとも認められないことから、当審査会としては、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。なお、(f) 及び (g) の出来事は発病後の出来事であるから、評価の対象とはならない。

エ 業務に関し、違法行為を強要されたとの主張について

請求人は実際の時間外労働時間を申請することが困難な状況にあったことを違法行為の強要であったと主張するが、業務に係る法令違反の行為を強要

したものとは認められず、業務による心理的負荷の評価の対象とはならない。

オ その他の主張について

請求人は、このほか、会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをしたこと、上司が不在になることにより、その代行を任されたこと、仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があったこと、仕事のペース・活動の変化があったこと、退職を強要されたこと等を主張するが、それらの主張の根拠となる出来事は、利用者の送迎時間に遅れクレームを受けたこと、上司が休んだ際に資料作成を任されたこと、相談員の仕事ではない送迎業務を任されたこと、ミスが目立ち、仕事に支障が出てきたことなど、日常業務において通常発生し得る出来事であり、業務による心理的負荷の対象として評価すべき出来事とはいえ、また、退職を強要されたとの主張については、発病後の出来事であり業務による心理的負荷の評価の対象外となる。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特記すべき事項は認められない。

(6) 以上を総合すると、請求人には心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が3つ認められるにとどまるものであるから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であり、したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。